

## 大腸がん検診 仕様書

### 1. 業務名

大腸がん検診

### 2. 業務の目的

無症状の段階において大腸がんを早期発見することで早期治療につなげ、死亡率を減らす。

### 3. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

### 4. 実施日程・場所

別紙1「令和8年度 大腸がん検診日程表(案)」参照(11日間)

\*参考資料：令和7年度日程表及び実績人数(別紙2参照)

### 5. 検査方法

免疫便潜血検査2日法

検査方法については、下記指針等に準じて、または満たす内容であること。

- ① がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針
- ② 事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)
- ③ 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目
- ④ 大腸がん検診マニュアル(2021年日本消化器がん検診学会刊行)

### 6. 対象者

尾鷲市に住民票を有する者

### 7. 予定検体件数

検診：800件      申し込み後検体未提出者：100件

### 8. 業務内容

#### ①問診票と検査容器の準備

- ・指定する日(令和8年5月中旬頃と9月上旬頃の2回に分けて)までに、尾鷲市福祉保健課健康づくり係に届けること。※昨年度受診者に検体容器を事前発送する予定。

#### ②検診当日(検査容器回収業務)

- ・受付時間30分前には、スタッフの配置ができること。  
ただし、受付(名簿対照)及び自己負担金徴収は福祉保健課で配置する。
- ・検査容器と問診票を回収すること。  
(検査容器・問診票の記載漏れがないか確認すること)

### ③検診結果

- ・結果は、問診票と合わせて判定すること。
- ・個人結果を作成し、すべての受診者に対して受診後概ね3週間以内に郵送すること。
  - 市より要請があった場合には、受診者に対して、結果の説明・再送付等必要に応じて対応すること。
- ・受診者結果一覧表を検診終了後、概ね3週間以内に福祉保健課に提出すること。
  - 会場別で受診者結果及び一覧表を提出のこと。
  - 受診者結果一覧表以外に、結果データをCD-Rにて提出すること。
    - ※データは、尾鷲市の電算システムに落とすことができること。
    - 尾鷲市の電算システム管理業者と直接連絡調整をしていただく場合があります。
  - 令和8年度地域保健・健康増進事業報告用の集計を提出すること。
- ・精密検査の追跡
  - 精密検査未受診者に対しては、文書等により受診勧奨をおこなうこと。
  - 精密検査受診者の検診結果（医療機関・検査方法・精検結果）を一覧表にて報告すること。
  - 令和8年度地域保健・健康増進事業報告用の集計を提出すること。

### ④業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること。

## 9. 委託料支払い方法等

- ・検診結果報告を受け確認後、請求書に基づき支払う。
- ・予定人数を下回った場合でも、単価契約の金額をもって支払うものとする。

## 10. その他

- ・問診票、容器は貴社のものを使用し、福祉保健課より申込者に配布する。
- ・委託業務の全部、もしくは大部分を一括して第三者に委託してはならない。
  - ただし、あらかじめその内容を明らかにし、承認を得た場合はこの限りではない。
- ・自然災害や感染症の拡大等やむを得ない事情にて延期・中止となった場合は両者協議の上、別日にて実施できること。
- ・大腸がん検診の実施にあたり、事前打ち合わせをすることとする。
- ・疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上決定するものとする。